＜公売手続用＞　不動産用

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有権移転登記請求書（不動産用）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日  　　（あて先）本庄市長    　　　　　　　　　　　　　　　　　〒  　　　　　請求者　　　住所（所在地）  　　　　（買受人）  　　　　　　　　　　　氏名（名　称）  　　　　　　　　　　　電話番号  　不動産登記法第１１５条の規定により、下記のとおり所有権移転登記を請求します。 | | | | | | | | |
| 公売公告番号 | | 第　　　　　　号 | 売却区分番号 | | | |  | |
| 公売財産の表示 | |  | | | | | | |
| 公売代金 | | 円 | | | | | | |
| 登録免許税課税標準価額 | | 円 | | | 登録免許税相当額 | | | 円 |
| 添　付　書　類 | 公売財産　売却決定通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通 | | | | | | | |
| 住所証明書（住民票の写し又は商業登記簿謄本）　　　　　　　　　　　　　　　　通 | | | | | | | |
| 土地課税台帳記載事項証明書（評価証明書）　　　　　　　　　　　　　　　　　　通 | | | | | | | |
| 登録免許税納付済領収証書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通 | | | | | | | |
| 郵送料（郵便切手）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | | | | | | | |
| 収入印紙  　円 | | | 内　　訳 | | 円　　　　　　　　　通 | | |
| 円　　　　　　　　　通 | | |
| 円　　　　　　　　　通 | | |

注　意

１　登録免許税の納付について

1. 登録免許税の課税標準となる不動産の課税価格には、固定資産課税台帳に登録された不動産の価格となります。
2. 登録免許税額は、不動産価格の２０/１０００で１００円未満を切り捨てた金額（算出税額が１，０００円未満の場合は、１，０００円）となります。
3. 登録免許税は、登録免許税額相当額の収入印紙、若しくは登録免許税納付済領収証書を用意し、所有権移転登記請求書とともに提出してください。

２　登記の請求について

　　所有権移転登記の請求は、すみやかにこの請求書により請求してください。